

入札の公告

(入札の公告)

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年10月13日

北海道建設部長

1 契約担当者等

北海道教育委員会教育長 中島 俊明

2 入札に付する事項

- (1) 整理番号 19
- (2) 工事番号 30512
- (3) 工事名称 北海道幕別清陵高等学校大規模改造暖房衛生設備工事
- (4) 工事場所 幕別町
- (5) 工事期間 契約締結日から令和10年2月18日
- (6) 工事概要 校舎：RC造一部CB造 3F
屋内体育館兼格技場：S造一部SRC造 2F
暖房設備、冷房設備、給湯設備改修ほか
- (7) この工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に工事施行成績の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、適切な施工体制が確保されることの評価（以下「施工体制評価」という。）をし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式の試行工事のうち、自己採点表により、落札候補者を選定し落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を開札後に行う評価点事後審査方式の試行工事である。
- (8) この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。
この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (9) 週休2日工事
本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- (10) 遠隔臨場対象工事
本工事は、「遠隔臨場」の対象工事である。
受注者は、遠隔臨場を実施しなければならない。ただし、映像及び音声の双方向通信が困難な現場であるなど、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、遠隔臨場を実施しないことができる。
- (11) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事
本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象工事である。受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、実施するものとする。
- (12) 情報共有システム活用工事
本工事は、「情報共有システム活用工事」の対象工事である。
受注者は、情報共有システムを活用しなければならない。ただし、受注後、システムを活用することが困難であると工事監督員が認めた場合は、実施しないことができる。
- (13) AI活用試行工事
本工事は、「AI活用試行工事」の対象工事である。
受注者は契約後、当該工事において、AI技術を活用した取組を発注者に提案し実施することができる。
この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (14) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(15) 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、支出負担行為担当者からその理由の確認を行うため、書面により理由書を提出すること。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、合理的な回答が得られなかったこととし、建設Gメンへ通報を行います。

(16) 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更対象工事

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。

受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に工事監督員と協議するものとする。

妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第22条（スライド条項）の対象外とする。

3 電子入札等に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「管工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における「管工事業」の許可を有すること。

イ 入札参加申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における「管工事」の競争入札参加資格が A等級 に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 十勝総合振興局管内 に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）

（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去15年間（平成23年度以降）に、元請として施工した次の実績を有すること。

- ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合 地方職員共済組合、公立学校共済組合

② 請負金額 2,500万円以上

③ 種類 新築、改築、増築又は改修工事に伴う管工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の5第1項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

（ア）建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

（イ）競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 上記ケただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の（ア）又は（イ）の要件及び（ウ）～（I）の要件を満たしていること。

（ア）建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。

a 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

b 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。

c 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

d 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

e 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。

f 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。

(a) 建設業者の名称及び所在地

(b) 監理技術者等の氏名

(c) 監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(d) 本工事に係る次の事項

i 工事の名称及び工事現場の所在地

ii 工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）

iii 工事の請負代金の額

iv 工事現場間の移動時間

v 下請次数

vi 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

vii 施工体制を把握するための情報通信技術

viii 現場状況を把握するための情報通信機器

- g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
- h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (i) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- a 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
- b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
- c 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- d 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- e 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- f 監理技術者が兼任できる工事は **十勝総合振興局管内** の工事ではない。
- (j) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (I) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- サ 上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)～(ウ)の要件のいずれかを満たしていること。
- (ア) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
- a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- b 兼務する工事の数は、1を超えないこと。
- c 本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。
- f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
- なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
- g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
- (a) 建設業者の名称及び所在地
- (b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
- (c) 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
- (d) 本工事に係る次の事項

- i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 営業所から本工事現場への移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
- i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
- j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
- a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ロ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(ア)の要件を全て満たすこと。
- シ 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合であっても、上記コ(ア)～(ロ)の併用はできない。
- ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- 受託者 株式会社ビーゴーイング
- ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- なお、セ及びソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
- また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。
- (ア) 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。
- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
 - b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- (ロ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における「管工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ及びスの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからシまで、セ及びソの要件を満たしており、(1)の力及びクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。

なお、(1)のケ、コ及びサの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できる。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組合せは、北海道における「管工事」の競争入札参加資格の格付がA等級又はB等級に格付けされていて、必ずA等級を含む組み合わせであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に(2)の書類（以下「関係書類」という。）の電子ファイルを添付（(2)の力を除く電子ファイルは、画面の「添付資料」の枠に、(2)の力の電子ファイルは、画面の「提案」の枠に添付）して提出しなければならない。

イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、(2)の書類を紙により提出しなければならない。

ウ 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書（北海道電子入札運用基準電子様式1）を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

エ イ及びウによる場合、(2)の力の書類については、封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(2) 添付書類

○参加資格確認用書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

4の(1)のクに該当する工事を記載すること。

ウ 類似工事施工実績を証明する書面

次の①から③のいずれかの書面を添付すること。

① 契約書の写し及び特記仕様書、設計内訳書、設計図など、類似工事施工実績で求めている構造、面積、階数などが確認できる書面、並びに共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し（類似工事実績を建設工事共同企業体で受注している場合）

② コリンス登録の写し（ただし、類似施工実績で求めている項目が確認できる場合に限る。）

③ 工事実績証明書（ただし、類似施工実績で求めている項目が確認できる場合に限る。）

エ 契約予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

（建設工事共同企業体による申請の場合は、全構成員分を提出すること。）

オ 特定関係調書

（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、建設工事共同企業体による申請の場合は、各構成員ごとに調書を作成すること。）

○技術評価項目申請書

カ 技術評価項目申請書及び添付書類（技術評価項目の申請内容を証する書類が必要な場合に添付）

添付を要する書類が参加資格確認用書類と同じ場合であっても、技術評価項目申請書に必ず添付（電子ファイルを5(1)ア括弧書き後段の画面の「提案」の枠に添付）すること。なお、当該書類が添付されておらず、申請内容を確認することができない場合には、該当する評価項目を評価しないものとする。

(3) 技術評価項目の内容

技術評価項目の内容は、別添「落札者決定基準」に定める内容とする。

(4) 提出期間等

ア 電子システムによる提出期間

令和8年10月13日(火)午前9時から令和8年10月26日(月)午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。

イ 紙による提出期間等

(ア) 提出期間

令和8年10月13日(火)から令和8年10月26日(月)まで（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(イ) 提出場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号011-231-4111 内線29-869・854

(ロ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、(2)の力の書類は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出することとし、併せて、その内容をPDF型式にしたものをCD1枚に収めて提出すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格の審査等

(1) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が4に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を 令和8年11月6日（金）付けで電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者又は技術評価項目を採用しないと認められた者は、その理由について、 令和8年11月13日（金）までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

8 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号011-231-4111 内線29-869・854

9 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和8年11月18日午前9時から令和8年11月20日午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。

ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者等により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書における施工体制及び安全衛生管理体制に係る積算内容を確認するための詳細な内訳書(施工体制に係る積算内訳説明書)の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付すること。

(5) 開札場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局入札室（本庁舎9階）

(6) 開札日時

令和8年11月24日(火) 11時00分

10 紙参加における送付による入札

(1) 紙参加の場合は、送付による入札を認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(2) 入札書及び添付書類の提出期限等

開札日の前日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）の午後3時までに必着とする。

なお、封筒には工事名、参加者名を明記し、「入札書在中」と表示すること。

(3) 提出先

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号011-231-4111 内線29-869・854

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

なお、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

12 落札者の決定方法等

(1) 入札参加希望者は、価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札結果は、開札時において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格を電子入札システム（紙

で入札した者へは口頭）により通知する。

また、落札者については、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して電子入札システム（紙で入札した者へは郵送）により通知する。

なお、落札者の決定は、令和8年11月27日(金)を予定している。

- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 総合評価の方法

- (1) 総合評価は、別添「落札者決定基準」において定める方法により行う。
- (2) 施工体制評価の実施に当たり、「施工体制評価に係る積算内訳説明書」（以下「積算内訳説明書」という。）の提出依頼があった場合は、依頼のあった日を含めて2日以内（休日等を含まない）に提出すること。また、支出負担行為者が、ヒアリングを行う必要があると認めた場合は、別途、対面により行うこととする。

積算内訳説明書提出の際の場所及び期限

提出場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課

電話番号 011-231-4111 契約係 内線29-869・854

提出期限 令和8年11月26日(木)午後5時

14 落札者と契約を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

15 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。

16 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格を設定している。

17 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧、ダウンロードすることができる。

ア 閲覧期間 令和8年10月13日(火)から令和8年11月23日(月)まで。

ただし、QuMaOSの運用が停止している期間を除く。

イ 閲覧場所 「北海道建設部見積用参考資料等提供システム（QuMaOS）」

(<https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>)（北海道のホームページにリンク）

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参、送付又は電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 令和8年10月13日(火)から令和8年10月26日(月)まで。

（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課契約係

電子メールアドレス kensetsu.kenkei1@pref.hokkaido.lg.jp

- (3) 質問に対する回答は、令和8年11月2日(月)までに回答するものとし、北海道のホームページにより閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年10月13日(火)から令和8年11月23日(月)まで。

イ 閲覧場所 「建築局計画管理課のトップページ」内の「入札・見積参加業者の皆様へ」の「設計図書等に対する質問及び回答」（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/shitsumonkaito.html>）に掲載する。

- (4) 技術評価項目申請書に関する質問は、書面（書式自由、ただしA4版とすること。）によるものとし、持参又は送付により提出すること。

なお、質問に対する回答は、「建築局計画管理課のトップページ」内の「総合評価落札方式の試行」の「技術評価項目申請等」に

係る質疑及び回答」に掲載する。

ア 受付期間： 令和8年10月13日(火)から令和8年10月26日(月)まで。

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。) 毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所：札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局計画管理課計画係

18 支払条件

(1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。ただし、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。

なお、契約を締結した会計年度については前金払は行わない。

(2) 中間前金払

各会計年度ごとにそれぞれの出来形部分等予定額の2割に相当する額以内とする。

ただし、次のすべての条件を備えた場合に請求できる。

(ア) 各会計年度のでき形部分等予定工期の2分の1を経過していること。

(イ) (ア)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が各会計年度でき形予定金額の2分の1以上であること。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

各会計年度において部分払いできる回数は、 令和8年度0回、令和9年度2回とする。

ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

また、中間前金払を希望した場合における部分払は、各会計年度における請負代金相当額が各会計年度における出来形部分等予定額を超えた場合にすることとし、中間前金払を希望しない場合においては、本事項に記載の回数を部分払することとする。

なお、契約締結後の変更は認めない。

(4) 支払限度額等

総工事費に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の各会計年度ごとの割合は、次のとおり予定している。

(ア) 支払限度額の割合

令和8年度 0パーセント

令和9年度 100パーセント

(イ) 出来形部分等予定額の割合

令和8年度 0パーセント

令和9年度 100パーセント

19 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 入札の無効

ア 開札の時(落札者の決定前まで)において、4に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 「積算内訳説明書」の提出依頼があった場合、期限内(2日間)に「積算内訳説明書」を提出しない者の入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札参加する者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式3）を提出しなければならない。
なお、書面は、次の提出先に持参又は送付することとする。
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築局計画管理課
- (7) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、この工事に関連する分離・分割発注に係る他の工事や落札制限に係る他の工事の入札が成立しない場合、その他都合により、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 入札参加者に対する評価結果の説明
ア 評価値が最も高く自己採点表の審査及び評価の対象となる落札候補者のうち、自己採点表の技術評価項目の採点に誤りがあり支出負担行為担当者によって修正された者に限り、評価結果の理由について、総合評価一般競争入札結果一覧表の公表日（落札者決定通知書の通知から10日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）以内）から起算して10日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。
送付先：北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築局計画管理課
イ 評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。
- (10) 「積算内訳説明書」を提出した者が低入札価格調査の対象となった場合、入札価格内訳書に代えて積算内訳説明書を用いて調査を行うものとする。
- (11) ペナルティ
ア 受注者の責により、技術評価項目の内容を履行できない場合は、別添「落札者決定基準」5 技術評価項目に係るペナルティに定める内容のとおり工事施工成績評定点から減点するものとする。
イ 施工計画の内容を履行できなかった場合で、入札時より評価が下がる場合には、履行状況により、別添「落札者決定基準」5 技術評価項目に係るペナルティに定める内容のとおり工事施工成績評定点から減点するものとする。
また、配置予定技術者がやむを得ない理由により交代し、入札時に評価した資格よりも劣り、評価が下がる場合にも、別添「落札者決定基準」5 技術評価項目に係るペナルティに定める内容のとおり工事施工成績評定点から減点するものとする。
- (12) 技術評価項目の申請内容を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術評価項目に係る部分の工事に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
また、技術評価項目の内容を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償、工事施工成績評定の減点等を行うものとする。
- (13) この公告に定めるもののほか、落札者決定基準を、本入札の公告の一部を構成するものとして定めているので、これを承知すること。
- (14) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) 「4 入札に参加する者に必要な資格」の説明

○ 4の(2)（経常建設共同企業体の要件）

本工事に対応する経常建設共同企業体の構成要件のうち、参加資格の格付及び建設業の許可の要件の組み合わせは、次のとおりである。

格 付 の 組 み 合 わ せ		建設業の許可
A等級又はB等級に格付けされていて必ずA等級を含む組み合わせ	2社JV： A+A、A+B 3社JV： A+A+A、A+A+B、A+B+B	構成員のうち少なくとも1社が特定建設業の許可を有すること

(16) 「5 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等」の説明

ア 類似工事施工実績調書の「工事概要」の欄には、「4 入札に参加する者に必要な資格」の(1)のクに示した構造・規模要件を満たしていることを明記すること。

イ 提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、有効期間（審査基準日から1年7か月）内のものとする。なお、契約予定日までに有効期限が切れるものは、開札日までに新たな結果通知書の写しを提出すること。

(17) 監理技術者については、監理技術者資格者証を有し、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講した者とする。

(18) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(19) 公告の内容に関し不明な点は、北海道建設部建築局計画管理課まで照会すること。

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

電話番号011-231-4111

メールアドレス kensetsu.kenkei1@pref.hokkaido.lg.jp

契約係（公告、入札、契約に関すること） 内線29-869・854

計画係（技術評価項目申請書に関すること）内線29-863